

吸収分割に関する事後備置書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項)

三菱電機株式会社

三菱ジェネレーター株式会社

吸収分割に関する事後備置書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項)

2024 年 4 月 1 日

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号

三菱電機株式会社

代表執行役 漆間 啓



兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目 1 番 2 号

(旧本店：東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号)

三菱ジェネレーター株式会社

(旧商号：エムティージー株式会社)

代表取締役 中野 直広



三菱電機株式会社(以下「三菱電機」といいます。)及び三菱ジェネレーター株式会社(以下「三菱ジェネレーター」といいます。2024 年 4 月 1 日付でエムティージー株式会社から商号変更いたしました。)は、2023 年 12 月 11 日付で両社の間で締結した吸収分割契約(以下「本分割契約」といいます。)に基づき、2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、三菱電機の発電機関連事業(以下「本件事業」といいます。)に関して有する権利義務を三菱ジェネレーターに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号)

2024 年 4 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続、並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める場合(簡易吸収分割)に該当することから、同法第 784 条の 2 柱書但書の規定により、三菱電機の株主には本吸収分割

の差止請求権が認められておりません。

したがって、三菱電機において、同法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続は行っておりません。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める場合(簡易吸収分割)に該当することから、同法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、三菱電機の株主には株式買取請求権が認められておりません。

したがって、三菱電機は、同法第 785 条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

三菱電機において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、三菱電機は、同法第 787 条の規定による手続を行っておりません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

三菱電機は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 12 月 12 日付で官報及び電子公告によりその債権者に対し異議申述公告を行いました。異議申述期限までに異議申述を行った債権者はいませんでした。なお、三菱電機においては、各別に催告を行う必要がある不法行為債権者はいなかったため、同法第 789 条第 1 項及び第 3 項の規定による催告は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、三菱ジェネレーターに対して本吸収分割の差止めを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

三菱ジェネレーターは、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2024 年 3 月 11 日付で、株主に対する通知を行いました。三菱ジェネレーターに対して同法第

797 条第 1 項の規定による株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

三菱ジェネレーターは、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 12 月 12 日付で官報によりその債権者に対し異議申述公告を行いました。異議申述期限までに異議申述を行った債権者はいませんでした。なお、三菱ジェネレーターにおいては、知っている債権者はいなかったため、同法第 799 条第 2 項の規定による催告は行っておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

三菱ジェネレーターは、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日付で、本分割契約に記載された本件事業に関する権利義務を、本分割契約に基づき承継しました。なお、三菱ジェネレーターが本吸収分割により三菱電機から承継した資産の額は金 7,588 百万円(暫定値)であり、負債の額は金 2,564 百万円(暫定値)です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2024 年 4 月 1 日(予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以 上